**East Asia Science and Innovation Area Joint Research Program on "Nanotechnology and Materials"**
**The 1st Call for Proposals to be submitted by May 31, 2012**

## I. General Description

### I-1. New Scheme for Joint Funding of Thai-Vietnamese-Japanese Research Cooperation

Based on the MOU, Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as "JST"), Ministry of Science and Technology of Vietnam (hereinafter referred to as "MOST") and National Science and Technology Development Agency of Thailand (hereinafter referred to as "NSTDA"), hereinafter singularly referred to as a "Party" and plurally as "Parties", have agreed to establish a new scheme for joint funding of Japanese-Vietnamese-Thai cooperative activities. After consultations among the Parties, **"Nanotechnology and Materials"** have been selected as the field of research for East Asia Science and Innovation Area Joint Research Program (hereinafter referred to as "e-ASIA").

### I-2. Aim of e-ASIA and Research Field

The aim of e-ASIA is to strengthen collaboration among Japanese, Vietnamese and Thai researchers within the field of "Nanotechnology and Materials" to enable them to forge long-term collaborations, leading to world-class scientific results and innovative technologies.
"Nanotechnology and Materials" is developing rapidly and is considered an area of strategic importance by the Parties.

### I-3. Prospective Applicants

The Parties will invite Japanese, Vietnamese and Thai researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research area described above. All applicants must fulfil national eligibility rules for research grant application. On the Japanese side, researchers from industry may participate in the joint collaboration.

### I-4. Financial Support

The Parties plan to support cooperative activities including sending and inviting researchers to the counterpart countries. In principle, JST will support expenses for Japanese researchers, MOST will support expenses for Vietnamese researchers and NSTDA will support expenses for Thai researchers.

## II. Support by JST/MOST/NSTDA

It is anticipated that one trilateral project will be funded per call.

### II-1. JST

#### II-1.1. Budget for Cooperative Research Projects

The budget for a project may differ each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese researcher over a full 3-year period (i.e. 36 months) should not exceed 19.5 million yen in principle. (For example, a proposal may envisage a budget of 5.5 million yen for the first year, 8 million yen for the second year and 6 million yen for the final year.) In case there will be clear scientific impact or merit which justifies the budget, applicants may request the total budget up to 39 Million Japanese Yen.
According to the budgetary limitations for this program, the amounts will be adjusted each year.

#### II-1.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

#### II-1.3. Details of Support

This program is designed to support additional expenses related to cooperation with Thai and Vietnamese counterparts for a Japanese researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A precondition for applying to this Joint Call is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

## II-1.4. Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may include some of the local research that is necessary for the collaboration.

(1) Travel expenses
In principle, travel expenses should be based on the rules of the institution to which the research leader belongs.
(2) Expenses for holding symposia, seminars and meetings.
(3) Expenses for facilities, equipment and consumables
(4) Expenses for personnel
Stipend or salary for a PhD student, or salary for a post-doctoral fellow.
(5) Others
Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.
(6) Overhead expenses
Overhead expenses should be up to 30% of direct costs.
(7)Expenses not covered/funded in the program
No expenses stated below will be covered under this program:
1) Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
2) Expenses related to procurement of major equipment
3) Expenses related to dealing with accidents or disasters which occur during cooperative research periods
4) Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

## II-3.5. Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, or similar (hereinafter referred to as the “institution”).
The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.

Since the contract is agreed on condition that all administrative procedures related to this project be handled within the institution, the research leader should consult with the department in charge at his/her institution.
As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the ACT on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) will be applied to all intellectual property rights belonging to Japanese institution generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

## II-2. MOST

### II-2.1. Budget for Cooperative Research Projects

Despite expenditure of a project may differ in each year, depending on the content of activities, the total budget for the Vietnamese researcher over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 350,000 United State Dollars in principle.

### II-2.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

### II-2.3. Details of Support

This program is designed to support cooperative research activities with Thai and Japanese counterparts for a Vietnamese researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A preference is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

### II-2.4. Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may include some of the local research that is necessary for the collaboration.

Funded expenses include costs for research activities as well as research exchanges.

The principal cost categories include labor costs for staff members and direct costs such as equipment, travel and consumables. All budget items must conform to the rules and regulations issued by of MOST.

II-2.5. Contract between Applicant and MOST

The contract between Vietnamese Institution and MOST will be implemented according to a contract for commissioned research entered among MOST, the Principal Investigator (hereinafter referred to as the PI), the Institution and the Line Agency of the Institution.

The contract is concluded on condition that all administrative procedures related to the project shall be handled within the Institution.

Matters related to intellectual property are handled in accordance with laws and State regulations which are presently enacted in Vietnam.

II-3. NSTDA

II-3.1. Budget for Cooperative Research Projects

The budget for a project may differ each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Thai researcher over a full 3-year period (i.e. 36 months) should not exceed 5 Million baht in principle.

According to the budgetary limitations for this program, the amounts will be adjusted each year.

II-3.2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project will be three years (36 months) in total from the start date.

II-3.3. Details of Support

This program is designed to support cooperation with Vietnamese and Japanese

counterparts for a Thai researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia. A preference is that the main research infrastructure is already ensured by each research group.

II-1.4. Funded Expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may include some of the local research that is necessary for the collaboration.

Funded expenses include costs for research activities as well as research exchanges. All budget items must conform to the rules and regulations issued by NSTDA.

II-1.5. Contract between Applicant and NSTDA

Support will be implemented according to a funding contract for the research, development and engineering project entered into between NSTDA and the Institution to which the researcher belongs.
Since it is the Institution which shall enter into the contract with NSTDA, the PI should consult with the officials responsible for coordination of receipt of research funding and the legal representative of the Institution.
The contract between Thai Institution and NSTDA shall be governed by the regulations of the National Science and Technology Development Board on funding for research, development and engineering projects, and all other relevant rules and regulations of NSTDA. All intellectual property rights (patents, utility model or design rights, rights to programs, databases and other intangible property and know-how, and so on) which are results of the project funded under the contract shall be managed in accordance with the regulations of the National Science and Technology Development Board on management of results of projects funded by research, development and engineering project funding. In principle, NSTDA and the Institution(s) shall be jointly entitled to all intellectual property rights in the project results. The Institution, however, is entitled to a share of revenue generated from commercialization of the project results.

II-4. Contract among Researchers

A contract for cooperative research shall be made for implementing actual research collaboration. The contract for cooperative research shall include conclusions of discussions among Parties which are entitled to intellectual property arising as a result of research collaboration, and Institutions concerned, on the issues regarding treatments of research information brought by researchers involved for the implementation of research collaboration, of research achievements as a result of research collaboration and of intellectual properties with among the concerned parties.
The agreement so concluded shall be reported to the Parties.

## III. Application

A common application including researchers from three countries shall be submitted to each of the Parties in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants, project titles, summary of the project and budget plan for the project shall be submitted also in Japanese.

The application shall include:

a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese, Vietnamese and Thai researchers will play respectively in the project;
b) Description on the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for the industry and society;
c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the each group respectively, which form the basis for the proposed joint project;
d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
e) Description of how the project is expected to help strengthen research multilateral collaboration over the longer term;

f) Description on the added value expected from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
g) Description on how the proposed joint project interacts to or impacts on other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

For Japanese researchers applying to JST, the following application forms shall be prepared in English ("E") and partially in Japanese when indicated as "J".

Form 1J/E Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period)
Form 2J/E Summary
Form 3E Information on research leaders (their CVs*****)
Form 4E List of individuals committed to the cooperative research project in Thailand, Vietnam and Japan
Form 5E Description of the cooperative activities including the points stated above *-maximum of 6 pages-* (including funds provided from other sources that support the existing on-going activities)
Form 6E Research Networking Plan
Form 7 E Papers and other publications by the Thai-side research leader in the past 5 years
Form 8 E Papers and other publications by Vietnamese-side research leader in the past 5 years
Form 9 E Papers and other publications by Japanese-side research leader in the past 5 years
Form 10E E Budget plan for the project

For the Vietnamese researcher applying to MOST, Form PL-DX 01 issued by MOST for Research projects implemented under Protocol/MoU/Agreement with International partners should be prepared in Vietnamese and above-mentioned Forms: 1 E, 2 E, 3 E, 4 E, 5E, 6 E, 7 E, 8E, 9 E and 10E in English.

For the Thai researchers applying to NSTDA, the project proposal shall be

prepared in English in accordance with the form specified by NSTDA's Cluster and Program Management Office (CPMO).

***** *The description shall include short Curriculum Vitae (CV) from Japanese, Vietnamese and Thai research leaders, which include basic information on education, past and present positions and membership of relevant organizations/associations. Each description should not be more than 1 page of A4.*

III-2. Preparation of Application Forms

Applicants should fill in the particulars in all the application forms listed in III-1 above.

III-3. Submission of Application Forms by Thai, Vietnamese and Japanese Applicants

Japanese applicants will send their application forms to JST by 17:00 (Japanese Standard Time) on May 31, 2012, through on line application system (http://www.e-rad.go.jp/index.html).

Vietnamese applicants will send their application forms to Department of International Cooperation, Ministry of Science and Technology by May 31, 2012.

Thai applicants shall submit by May 31, 2012, 5 (five) sets of application forms in paper form and the other 1 (one) set in electronic form (either in Microsoft word or open document file format) to CPMO or to a specialized organization under NSTDA.

## IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by the Parties respectively will evaluate all proposals.

Based on the results of the evaluation, the Parties will make a common decision regarding funding of the selected proposals.

## IV-2. Evaluation Criteria

The following general evaluation criteria will apply to each application:

(1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims and the designated research fields of the program. In addition, the applicants shall have the enough research infrastructures to pursue the proposed activity.

(2) Capability of Research Leaders and Current Research Activities

The research leaders in both countries shall have the vision and the experiences (or the potential for younger researchers) to reach the project goals during the period of support.

(3) Effectiveness and Synergy of the Joint Research Activity

The proposed research activity shall be advanced, novel and internationally highly evaluated. The activity shall have a significant impact on the science and technology development or shall contribute to solve the internationally common issues. The activity shall create the innovative technological seeds to trigger the new industrial needs in the future.

The activity to produce the synergy effects from the collaboration is especially desirable. For example, the activity which can acquire the knowledge, skill and application form the counterpart, the activity which can utilize the special resources and the geographical features of the counterpart, and so on.

(4) Validity of Research Plan

The research activity and the expense for it, including the sharing of research activity with the counterpart research institute, shall be appropriately planned.

(5) Effectiveness and Continuity of Exchange

The proposal shall contain activities to enhance sustainable research exchange. The followings are examples.

(a) Nurturing of the young researchers through the exchange stay.
(b) Sustainable development of the research exchanges initiated by this activity.
(c) Expanding the international research networks among the researchers including the researchers other than the research leader and members

of this activity.

(6) Validity of Exchange Plan

The research exchange activity and the expense for it shall be appropriately planned.

IV-3. Announcement of Decision

Applicants will be notified of the final decision in August 2012 regarding which projects will be funded.

## V. Responsibilities of Research Leaders After Proposals are Approved

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions will observe the following when carrying out the cooperative research and utilising supported expenses.

### *V-1. Progress Report*

#### *V-1.1 Annual Progress Report to the Area Advisor*

At the end of each fiscal year, the PIs shall promptly develop and submit an integrated progress report to the Area Advisor (the Chair of Review Panel) on the status of joint research.

#### *V-1.2 Annual Progress Report to JST*

At the end of each fiscal year, the Japanese PI shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

#### *V-1.3 Annual Progress Report to MOST*

At the end of each fiscal year, the Vietnamese PI shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

Besides, the Vietnamese PI shall promptly submit progress reports in line with

MOST's regulations upon projects implemented under Protocol/MoU/Agreement with International partners.

*V-1.4 Six-Month Progress Report to NSTDA*

Thai researchers funded by NSTDA shall submit a progress report every 6 (six) months. The report shall include updates on financial status and on technical aspects of the project. The transfer of the instalment of funding for the next period shall be subject to submission and duly acceptance of progress report of the previous period.

V-2. Final Report

*V-2.1 Final Report to the Area Advisor*

After completion of the period of joint research, the PIs shall jointly develop and submit an integrated final report to the Area Advisor on the results of joint research within one month.

*V-2.2 Final Report to JST*

After completion of the period of joint research, the Japanese PI shall submit a final report on the results of joint research within one month. The final report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by all of the Japanese research groups. If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, which is expected by the Parties, please attach copies of such papers separately to the final report.

The institution with which the PI is affiliated shall submit a financial report on supported expenses within the same time frame.

*V-2.3 Final Report to MOST*

After completion of the period of joint research, the Vietnamese PI shall submit a final report on the results of joint research within one month. The final report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by all of the Japanese research groups. If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, which is expected by the Parties, please attach copies of such papers separately to the final report.

The institution with which the PI is affiliated shall submit a financial report on supported expenses within the same time frame.
Besides, the Vietnamese PI shall promptly submit progress reports in line with MOST's regulations upon projects implemented under Protocol/Agreement/MoU with International partners.

*V-2.4 Final Report to NSTDA*

After completion of the period of joint research, the Thai PI shall submit a final report on the results of joint research within one month to NSTDA. The final report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by all of the Thai research groups, and elaborate on financial and technical aspects of the project. If papers describing results of research exchange are presented to academic journals, societies and so on, which is expected by the Parties, copies of such papers shall be attached to with the final report.

Japanese applicants should contact the following for further information:

科学技術振興機構
Japan Science and Technology Agency

Emi Kaneko (Ms.), Dr. Takeshi Usami
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379
easiajrp@jst.go.jp

Vietnamese applicants should contact the following for further information:

Le Thi Viet Lam (Ms.), Hoang Ngan Giang (Ms.)
Department of International Cooperation.
Ministry of Science and Technology
Tel: +84(0)3943-9192, Fax: +84(0)39439987
Email: ltvetlam@most.gov.vn, hngiang@most.gov.vn

Thai applicants should contact the following for further information:

Parichatt Krongkant, Ph.D.
Director, International Cooperation Division National Science and Technology Development Agency
111 Thailand Science Park
Klong Luang, Pathumthani 12120
Tel : 66(0)2 564 7000 ext 71530
Fax : 66(0)2 564 7003
E-mail: parichatt@nstda.or.th

参考（和訳：正本は英文）

**国際科学技術共同研究推進事業**
**日本－ベトナム－タイ　東アジア共同研究プログラム**
**第1回公募　（2012年5月31日午後5時締切）**

## I. 概要

### I-1.日本－ベトナム－タイ研究交流のための新たな枠組

科学技術振興機構（以下、JST とする。）は、ベトナム科学技術省（以下、MOST とする）及びタイ国家科学技術開発庁（以下、NSTDA とする。）との覚書に基づいて、JST、MOST 及び NSTDA と共同支援のための新たな枠組みを構築し、「ナノテクノロジー・材料」を東アジア共同研究プログラム（以下、e-ASIA とする。）の新規枠組みにて支援する研究分野として設定いたしました。

### I-2.日本－ベトナム－ベトナム協力プログラムの目的と研究分野

e-ASIAの目的は、「ナノテクノロジー・材料」分野での日本－ベトナム－タイ間の研究交流を強化することにより、この領域における世界的な研究成果を得、革新的な技術を創出することです。
この「ナノテクノロジー・材料」分野は、当事国にとって重要と考えられ、急速に発展している領域です。

### I-3.応募資格

日本、ベトナム、タイの研究者は、上述の研究分野における共同研究プロジェクトの提案書を提出していただきます。応募者は、研究費を得るための各国の適格条件を満たす必要があります。重要な基準は、提案する協力が各研究グループの既存の研究活動に基づくものであり、その活動を強化して付加価値をもたらすものかどうかにあります。産業界からの研究者も、研究交流に参加することができます。

### I-4. 支援内容

共同研究プロジェクトを支援します。その中には、研究者の派遣・招聘が含まれます。原則としてJSTは日本側研究者を支援し、MOSTはベトナム側研究者を

支援し、NSTDA はタイ側の研究者を支援します。

## II. JST/MOST/NSTDA による支援

応募件数にもよりますが、1 回の公募で 1 課題の採択が見込まれています。

### II-1. JST

#### II-1.1. 課題の予算規模

予算は活動内容によって異なりますが、原則として3年（36ヶ月）総額で1950万円を上限とします。（例；1 年目550百万円、2 年目800万円、3 年目600万円というように、毎年一定でないご提案も可能です。）　研究上のインパクトやメリットが明らかで、予算要求が合理的である場合には、総額3900万円の申請も可能です。
本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

#### II-1.2. 期間

研究交流開始から正味３年間（36 ヶ月）を基本としてご提案下さい。

#### II-1.3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、タイとベトナムとの研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。

#### II-1.4. 支出費目

今回の公募により与えられる研究費は、応募者の研究交流を促すために用いられます。従って、研究費は主に研究交流に用いられることとなっていますが、研究交流に必要な限度において、各国における研究費も一部含まれます。

(1) 旅費
　旅費等は、原則として研究代表者の所属する大学等の規定を準用してください。
(2)　シンポジウム・セミナー開催費
(3) 物品費

(4) 人件費、謝金

博士課程在籍者への謝金又は給与、ポスドクへの給与

(5) その他

ソフトウエア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機材運搬費等、上記の費目に該当しない経費です。

(6) 間接経費

間接経費は、本事業に係わる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提として、直接経費の30%以下を原則として支出することが出来ます。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

(7) 支出できない費目

以下に示す費目を支出することはできません。

1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
2) 主要機器の調達費用
3) 研究交流の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
4) その他当該研究交流の実施に関連のない費用

### II-1.5. 応募者と JST との契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等（以下「大学等」といいます。）と委託研究契約を締結することを原則としています。
委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結します。
契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。
本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第１９条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25 条を適用し、原則として研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

## II-2. MOST

### II-2.1. 課題の予算規模

予算は活動内容によって異なりますが、原則として 3 年（36 ヶ月）総額で 35 万ドルを上限とします。プログラムの予算上限に従って、各年の金額については調整させていただきます。

II-2.2. 期間

研究交流開始から正味３年間（36 ヶ月）を基本としてご提案下さい。

II-2.3. 具体的な支援の内容

支援は、タイと日本との研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。なお、研究基盤が既に整備されていることが好ましいです。

II-2.4. 支出費目

今回の公募により与えられる研究費は、応募者の研究交流を促すために用いられます。従って、研究費は主に研究交流費に用いられることとなっていますが、研究交流に必要な限度において、各国における研究費も一部含まれます。
支援費用は、研究交流費と共に研究費を含みます。

支出費目の主なものとしては、研究スタッフの人件費や設備、旅費、消耗品費等の直接経費が含まれます。全ての予算項目は、MOST が定める規程に従わなければなりません。

II-2.5. 応募者と MOST との契約

支援の実施にあたり、MOST、PI、PI所属の大学等および当該大学等のLine Agency間で委託研究契約を締結することを原則としています。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしています

知財の取り扱いについては、ベトナムで現在施行されている法律等に従い取り扱われます。

II-3. NSTDA

II-3.1.課題の予算規模

予算は活動内容によって異なりますが、原則として 3 年（36 ヶ月）総額で 500 万バーツを上限とします。
プログラムの予算上限に従って、各年の金額が調整されます。

II-3.2. 期間

研究交流開始から正味３年間（36 ヶ月）を基本としてご提案下さい。

II-3.3. 具体的な支援の内容

支援は、ベトナムと日本との研究交流にかかわる追加的な経費を対象としています。なお、研究基盤が既に整備されていることが好ましいです。

II-3.4. 支出費目

今回の公募により与えられる研究費は、応募者の研究交流を促すために用いられます。従って、研究費は主に研究交流費に用いられることとなっていますが、研究交流に必要な限度において、各国における研究費も一部含まれます。

研究費は、研究活動費のほかに研究交流費にも用いられます。予算は、NSTDA の定める法令に従わなければなりません。

II-3.5.応募者と NSTDA との契約

NSTDA からの支援は、NSTDA とタイの研究機関の間で締結される R&D プロジェクト契約に従い実施されます。
NSTDA は研究機関と契約を交わすことになるため、PI は研究機関内で研究資金受領を調整する担当職員、および法務担当とよく打合せをすることと推奨します。
知的財産権（著作権、特許、意匠権、プログラムやデータベースなどの無形財産に関する権利、ノウハウ等）に関する取り決めについては、国家科学技術開発委員会の定める規則、及び NSTDA のその他の規則等に基づきます。
研究成果に関する知的財産権については、NSTDA と研究機関双方が取得します。

II-4.研究者間の契約

具体的な研究交流を実施する際に共同研究契約等が必要な場合は、日本とタイ、ベトナムの大学等間で契約をしていただきます。効果的な共同研究が実施されるために、日本ータイーベトナムの研究者や研究機関との間で知的所有権について充分話し合っておくことを、強く推奨します。この話し合いでの合意事項があれば、申請用紙に記述してください。
研究当事者間の知的財産権の配分については、以下のとおり JST、MOST、NSTDA の間で合意されています。

このプログラムにより支援される研究プロジェクトの一部が、単体の大学または研究所（以下「研究機関」という）に属する研究者によって実施され成果を得た場合、かつ、その成果は、他の研究機関に所属する研究者によって算出された研究の他の部分とは全く区別されうる場合に、当該研究成果は知的財産権として保護され、研究プロジェクトの当該部分を支援した資金配分機関または当該研究者が所属する研究機関の所属となります。
異なる国の研究者間の共同研究の結果として生じた成果は、知的財産権として保護され、当該知的財産権へのそれぞれの研究機関の貢献度に応じて、資金配分機関または研究機関が共有することとなります。申請手続きや権利の保持に必要な経費等は、それらの機関が、共有割合に応じて負担します。

## III. 申請様式

タイ、ベトナム、日本の応募者は、英語版様式をNSTDA、MOST、JSTに提出してください。様式には以下のような内容を簡潔に記載して下さい。

a）日本側、タイ側、ベトナム側研究者が、研究交流の中で何を行うのかを明確に示しつつ、どのような協力が行われるかについての記載を含んだ、研究に関する記述
b）科学的観点のみならず、産業・社会的観点から期待される成果に関する記述
c）研究交流の根幹をなす現在進行中の研究及び日本・タイ・ベトナムグループの各々の強み、３グループ間の既存のつながりに関する記述
d）能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めた、提案課題から期待される付加価値に関する記述。
e）この提案課題が長期的な観点から日本タイの研究交流を強化する上で如何に役立つかについての記述
f）提案課題により期待される付加的な価値に関する記述
g）他の類似活動と比して、提案する研究交流課題が優れている理由

### III -1.申請書類の書式

英語（E）及び日本語（J）の以下の申請書類を用いて下さい。英語の申請書類は NSTDA、MOST、JST の３者に提出して下さい。日本語の申請書類は、日本側の応募者が JST に提出して下さい。

| | |
|---|---|
| Form 1J/E | 申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間) |
| Form 2J/E | 申請の要旨 |
| Form 3 E | 研究代表者情報（経歴（※）） |
| Form 4 E | 日本及びタイ、ベトナムの研究交流者一覧 |
| Form 5 E | 研究交流の概要－６ページ以内－ |
| Form 6 E | 研究交流計画 |
| Form 7 E | タイ側代表研究者の最近５年間の論文他 |
| Form 8 E | ベトナム側代表研究者の最近５年間の論文他 |
| Form 9 E | 日本側代表研究者の最近５年間の論文他 |
| Form 10 E | 年度毎の経費計画 |

ベトナム科学技術省宛て応募するベトナム側の研究者は、国際協力に関するプロトコル・覚書・協定により実施される研究プロジェクト用に科学技術省が定めたForm PL-DX 01という様式を、上述の1E、2E、3E、4E、5E、6E、7E、8E、9E、10Eに英語で記述したものと一緒にご提出ください。

NSTDA宛て応募するタイ側研究者は、NSTDAの「クラスターとプログラムマネージメントオフィス（CMPO）」により指定されている様式に従い、英語でプロジェクト提案書を準備してください。

（※）日本－タイ－ベトナム3カ国の研究代表者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会を含めてください。なお、各国それぞれＡ４サイズの１ﾍﾟｰｼﾞ以内でお願いします。

III-2. 書式への記入

上記 III-1 の書式すべてについて必要事項を記入して下さい。

III-3. 応募書類の提出

日本側研究者は府省共通研究開発管理システム（http://www.erad.go.jp/index.html）を通じて、2012年5月31日17:00（日本標準時）までに応募をして下さい。

ベトナム側研究者は、2012 年 5 月 31 日までに科学技術省国際協力部へ申請書を提出してください。

タイ側研究者は、CMPOまたはNSTDAの担当部署宛て、紙媒体で5部および電子媒体（ワード他のファイル形式）を送付してください。

## IV.　提案書の評価

### IV-1.評価手順

評価者のメンバーは、提案書を受領後決定いたします。

### IV-2. 評価基準

以下の一般的な評価基準を適用します。

①事業の趣旨及び対象分野への適合性

提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること

②研究代表者の適格性および現在の研究活動

日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。

③研究の有効性及び相乗効果

先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。

特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

④研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担を含む）。

⑤交流の有効性及び継続性

持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取

り組みが提案に含まれていること。

(a)　人的交流を通じた若手研究者の育成

(b)　当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展

(c)　研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大

⑥交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

IV-3. 選定の通知

支援プロジェクトの最終決定は2012年8月頃に応募者に通知する予定です。

## Ｖ．　提案採択後の研究代表者の責務

提案が採択された後、研究代表者と研究代表者の所属する研究機関は共同研究の実施や支援費の使用にあたり、以下を遵守してください。

V-1. 進捗報告

研究代表者は毎年度終了後（タイの場合は半年毎に）、速やかに研究交流の進捗状況報告を、また研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告をNSTDA、MOSTまたはJST、および本プログラムのエリアアドバイザーに提出していただきます。タイの研究者は、報告が適切に提出され、また受理されなければ、次の半期の研究資金を受け取ることが出来ません。

V-2. 終了報告

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流の終了報告及び経理報告を、速やかにNSTDA、MOSTまたはJST、および本プログラムのエリアアドバイザーに提出していただきます。

この終了報告には、日本－タイ－ベトナム研究グループが共同で作成した全体概要（最大Ａ４　５ページ）を含めてください。

ベトナム科学技術省宛て応募するベトナム側の研究者は、国際協力に関するプロトコル・覚書・協定により実施される研究プロジェクト用に科学技術省が定めた進捗報告書を提出してください。

なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表

内容の別刷り等を添付して下さい。

日本側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。

金子　恵美（カネコ　エミ）、宇佐見　健（ウサミ　タケシ）
独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部
Tel. +81(0)3-5214-7375　　Fax +81(0)3-5214-7379
easiajrp@jst.go.jp

ベトナム側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。

ベトナム科学技術省国際協力部
Le Thi Viet Lam (Ms.), Hoang Ngan Giang (Ms.)
Tel: +84(0)3943-9192, Fax: +84(0)39439987
Email: ltvetlam@most.gov.vn, hngiang@most.gov.vn

タイ側の申請者からのお問合せは、以下にお願いします。

タイ国家科学技術開発庁
Parichatt Krongkant, Ph.D.
Director, International Cooperation Division National Science and Technology Development Agency
111 Thailand Science Park
Klong Luang, Pathumthani 12120
Tel :　66(0)2 564 7000 ext 71530
Fax :　66(0)2 564 7003
E-mail: parichatt@nstda.or.th

別紙

# 日本側応募者への応募にあたっての注意事項

**本項と併せて本制度ホームページおよび「JST競争的研究資金制度の統一的注意事項」もご覧ください。**

**JST 国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）**

http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/cooperation.html

**JST競争的研究資金制度の統一的注意事項**

http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html

## 1　情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本制度のホームページにおいて公開します。

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース（※2）に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「12 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

（※1）平成 23 年 4 月現在　競争的資金制度一覧

| | |
|---|---|
| 内閣府 | 食品健康影響評価技術研究 |
| 総務省 | 戦略的情報通信研究開発推進制度・ICTグリーンイノベーション推進事業・情報通信研究機構先進技術型研究開発助成制度・消防庁消防防災科学技術研究推進制度 |
| 文部科学省 | 科学研究費補助金・国家基幹研究開発推進事業 |
| 科学技術振興機構 | 戦略的創造研究推進事業・研究成果展開事業・国際科学技術共同研究推進事業 |
| 厚生労働省 | 厚生労働科学研究費補助金・医薬基盤研究所保健医療分野における基礎研究推進事業 |

| | |
|---|---|
| 農林水産省 | 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 |
| 農業･食品産業技術総合研究機構 | イノベーション創出基礎的研究推進事業 |
| 経済産業省 | 地域イノベーション創出研究開発事業 |
| 新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 先導的産業技術創出事業・大学発事業創出実用化研究開発事業<br>省エネルギー革新技術開発事業 |
| 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 | 石油･天然ガス開発･利用促進型事業 |
| 国土交通省 | 建設技術研究開発助成制度 |
| 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 運輸分野における基礎的研究推進制度 |
| 環境省 | 地球温暖化対策技術開発等事業・環境研究総合推進費 |

詳しくは http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/11ichiran_yosan.pdf を参照してください。なお、この一覧とは別に最先端研究開発支援プログラム（1,000 億円）及び最先端・次世代研究開発支援プログラム（500 億円）を、平成 25 年度までの競争的資金事業として実施しています。

（※2）「政府研究開発データベース」: 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

## 2 不合理な重複・過度な集中に対する措置

### 2.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- その他これに準じる場合。

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するもの

ではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### 2.2 過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本制度への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本制度お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

（※） 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

### 2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

### 2.4 最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成 23 年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費（研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く）の配分を受けることができませんので留意願います。

### 2.5 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。 これらの研究提案内容やエフォート等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

## 3　研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者等を含む）は、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。

国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（遡及して適用することがあります）。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降２年から５年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

| 不正使用等の内容 | 制限の期間（委託費等を返還した年度の翌年度から） |
|---|---|

| 単純な事務処理の誤り | 申請および参加を制限しない |
|---|---|
| 本事業による業務以外の用途への使用がない場合 | 2 年間 |
| 本事業による業務以外の用途への使用がある場合 | 2～5 年間（程度に応じて個別に判断する） |
| 提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合 | 5 年間 |

※不正使用等が認定された当該年度についても、参加が制限されます。

## 4　研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

| 措置の対象者 | 制限の期間（委託費等を返還した年度の翌年度から） |
|---|---|
| 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者および当該不正行為に関与したとされた者 | 2～10 年（程度に応じて個別に判断する） |
| 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者 | 1～3 年（程度に応じて個別に判断する） |

国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度、JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であって、当

該制度において申請及び参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（遡及して適用することがあります）。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

## 5　関係法令など研究を進める上での注意事項

### 5.1　安全保障貿易管理に伴う各種規制

研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援については、輸出規制の対象となることがありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

【参考】 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

### 5.2　生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等（生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

http://www.mabs.jp/index.html

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

http://www.cbd.int/

### 5.3　生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。

・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成 12 年法律第 146 号)
・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
・ 疫学研究に関する倫理指針（平成 19 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
・ ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針（平成 19 年文部科学省告示第 87 号）
・ 臨床研究に関する倫理指針（平成 20 年厚生労働省告示第 415 号　平成 20 年 7 月 31 日改訂、平成 21 年 4 月 1 日施行）

文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは以下の URL をご参照ください。

【参考】「文部科学省」の『生命倫理・安全に対する取組』ホームページ

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

### 5.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

### 5.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

### 5.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

### 5.7　研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

## 6　間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

## 7　繰越しについて

JST では、大学等の非営利機関が複数年度契約を締結する場合には、研究計画の進捗状況により、当該年度中に使用されなかった委託研究費を繰越すことが可能です。また、委託研究費の繰越しは、煩雑な承認申請手続きを経ることなく、簡便な方法により行っていただけます。

## 8　「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

## 9　府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区

分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.jst.go.jp/inter/cooperation/h23a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf

## 10 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

このため、以下のホームページにある様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用してチェックリストが提出されていることが必要です。具体的なチェックリストの提出方法は以下の文部科学省のホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上述のホームページと併せ以下のホームページをご覧ください。）

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

ただし、別途の機会にチェックリストを提出しており、研究開始がチェックリストの有効期限満了前であれば今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。逆に、チェックリストが一旦提出された場合でも、期限が満了した場合には研究実施が認められませんので、チェックリストの有効期限を確認し、期限満了前に再度提出をするよう、十分ご留意ください。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省または JST による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、チェックリストの内容に関して、平成１９年５月３１日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、委託研究費を交付しないことがあります。

## 11 リサーチアシスタント（RA）の雇用について

第 3 期科学技術基本計画に「優れた資質や能力を有する人材が、博士課程（後期）進学に伴う経済的負担を過度に懸念することなく進学できるようにすることは、優れた研究者を確保する観点から必要であるとともに、博士号取得者の多様なキャリアパスの拡大に資する。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程（後期）在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RA を雇用する際の留意点

- 博士課程（後期）在学者を対象とします。
- 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外（不正）使用と見なされる場合がありますので十分ご留意ください。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合についても、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

## 12 e-Rad を利用した応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム（以下、e-Rad と表記します。）にて受付けます。

### 12.1 e-Rad の使用に当たっての留意事項

① e-Rad による応募

操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）から参照またはダウンロードすることができます。e-Rad 利用規約に同意の上、応募してください。

② e-Rad の利用可能時間帯

（月～金） 午前 6:00 から翌午前 2:00 まで

（土、日） 午前 12:00（正午）から翌午前 2:00 まで

国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）に関わらず、上記時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせがあります。

③　研究機関、研究者情報の登録（ログイン、パスワードの取得）

研究課題に応募する研究代表者は研究者情報を登録し、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得しておくことが必要となります。

e-Rad のログイン ID、パスワードの取得に当たっては、(1)研究機関に所属する研究者については、e-Rad における研究機関の登録と研究機関の事務担当者による研究者情報の登録が、(2)研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

## 12.2 e-Rad を利用した応募の流れ

**研究機関、研究者情報の登録（ログインID、パスワードの取得）**

↓

**JST国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）のホームページ（http://www.jst.go.jp/inter/index.html）**
**またはe-Radポータルサイトから応募書類様式をダウンロード**

↓

**e-Radに必要事項を入力の上、応募書類をアップロード**
アップロードした応募書類は一次保存されます。
「確認完了・提出」をクリックするまでは何度でも修正が可能です。

↓

**e-Radポータルサイトで応募情報を確認・提出**
確認できましたら「確認・提出」をクリックしてください。
（応募締切日：平成２４年５月３１日（木） １７：００）

↓

**JST国際科学技術部事業実施担当にて受理**

なお、応募書類のアップロード後は、e-Radにて応募書類受理状況が確認できます。

## 12.3 具体的な操作方法と注意事項

申請書等のダウンロードの方法および e-Rad へアップロードする方法をご案内します。

（e-Rad の各画面はイメージです。詳細は実際のサイトでご確認ください。）

### ① 「研究者ログイン」画面

e-Rad ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）から、 e-Rad へログインしてください。

### ② 「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックしてください。

### ③ 「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。

## ④　「受付中公募一覧」画面

応募する公募名を探し、募集要項・応募様式をダウンロードしてください。

## ⑤　応募書類の作成

応募書類を、以下の点に留意し、作成してください。

| 入力上の注意点 | |
|---|---|
| 応募書類の形式について | ・　応募書類（アップロードファイル）はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、e-Radの操作マニュアルでご確認してください。<br>（http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html）<br>・　応募書類にはパスワードを設定しないでください。 |
| 画像ファイル形式について | 応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアルの操作方法を参照してください。 |
| ファイル容量について | ・　アップロードできるファイルの最大容量は3Mbyteです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。<br>・　応募書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をe-Radで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアルを参照してください。 |

## ⑥　応募書類のアップロード

「受付中公募一覧」画面の応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックしてください。

## ⑦　応募条件の確認

画面に表示された注意事項をよくお読みの上、「承諾して次へ進む」をクリックしてください。

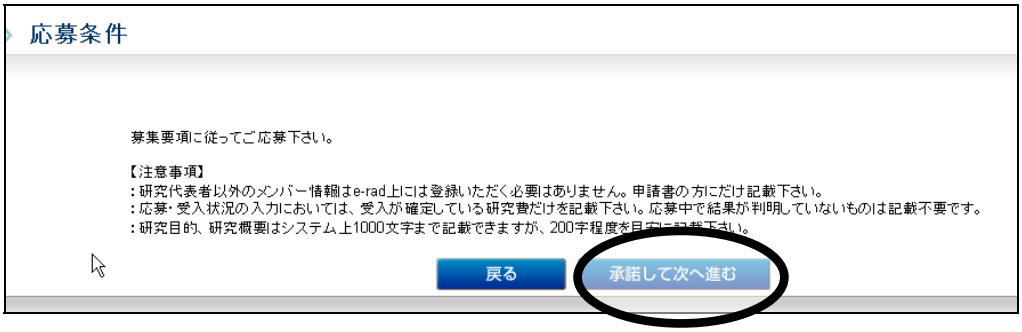


## ⑧　登録されている研究者情報の確認

研究者情報が応募者のものであることを確認し、「次へ進む」をクリックしてください。（e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、応募書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。）

## ⑨　「応募情報登録【研究共通情報の入力】

研究共通情報の入力欄に、必要事項をご記入ください。

| 入力上の注意点 | |
|---|---|
| 新規継続区分 | 新規を選択 |
| 課題ID | 入力不要 |
| 研究開発課題名 | **日本語で**題目をご記入ください |
| 研究期間 | 西暦で2013年度から20XX年度（研究終了年度）としてください。 |
| 主分野、副分野 | （主分野）ご自身の研究分野に合う内容を選択してください。<br>（副分野）選択不要 |
| 研究キーワード | 入力不要 |
| 研究目的 | 「研究提案書参照」と入力 |
| 研究概要 | 研究目的を含めた概要を**日本語200～300文字程度**でご記入ください。 |

## ⑩　応募情報登録【応募時予算額の入力】

全研究期間のチーム全体の総額研究費（直接経費）、間接経費を年度ごとに千円単位で入力してください。千円以下は切り捨ててご記入ください。

>>最後に、「次へ進む」をクリックしてください。

## ⑪　応募情報登録【研究組織情報の入力】

本応募課題に関する研究代表者の情報を入力してください。

| 入力上の注意点 | |
|---|---|
| 直接経費、間接経費 | 研究代表者グループにおける全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位でご記入ください。 |
| 専門分野・役割分担 | 入力不要です。 |
| エフォート率 | 本研究に割くエフォート率を入力してください。 |
| 「追加」欄について | **共同研究グループがある場合はその研究組織情報を入力します**。「追加」ボタンをクリックしてグループ数分の入力欄を追加します。主たる共同研究者（各共同研究グループのリーダー）の氏名、所属研究機関を入力してください。研究代表者は主たる共同研究者から研究者番号、所属研究機関コードを入手してください。<br>主たる共同研究者のe-Radへの登録が締め切りまでに間に合わず入力できない場合には、その方の情報についてはスキップして先に進んでください。ただし、応募完了後、入力できなかった主たる共同研究者の研究者情報を本別紙の巻末にあるJST連絡先まで速やかにご報告ください。<br>研究代表者グループ同様に、共同研究グループにおける初年度の研究費を、直接経費、間接経費に分けて千円単位で、また、主たる共同研究者が本研究に割くエフォート率を入力してください。「専門分野」、「学位名」、「役割分担」は入力不要です。 |
| 数字の記入方法について | 「, (コンマ)」は自動的に挿入されますので、記入不要です。「正しい値を入力してください。」というエラーがでた際は、「, (コンマ)」を抜いて数字を入力してください。 |

>>最後に「次に進む」をクリックしてください。

## ⑫　応募情報登録【応募・受入状況の入力】

本画面は入力不要です。 >>「次へ進む」をクリックしてください。

「研究代表者の他の応募 1」の入力欄が表示されている場合は「削除」をクリックし入力欄を削除した上で、「次へ進む」をクリックしてください。

## ⑬　応募情報登録【応募情報ファイルの指定】

応募書類をアップロードした上で、次へ進んでください。

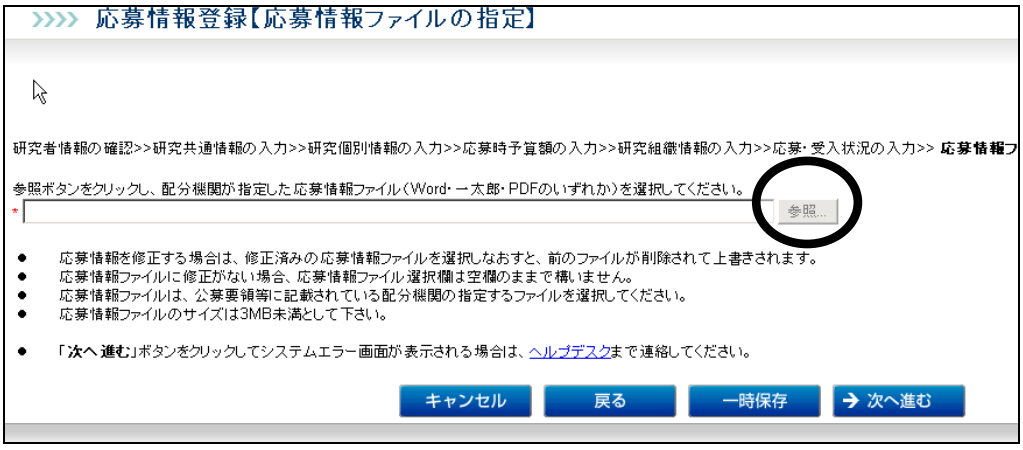

## ⑭　応募情報登録【入力情報の確認】

入力した情報が正しく表示されていることを確認して「OK」をクリックしてください。

>>>> 応募情報登録【入力情報の確認】

プレビュー画面

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定
>> 入力情報の確認

【応募基本情報(研究共通情報)】

| | | |
|---|---|---|
| 年度 | 2011年度 | |
| 配分機関名 | 独立行政法人科学技術振興機構 | |
| 制度名 | 戦略的国際科学技術協力推進事業 | |
| 事業名 | 日本(JST)－ドイツ(DFG、BMBF)研究交流 | |
| 新規継続区分 | 新規 | |
| 課題ID | | |
| 研究開発課題名 | | |
| 研究種別 | 基礎研究、応用研究、開発研究 | |
| 研究期間 | (開始) ～(終了予定) | |
| 主分野 | (コード) | (名) |
| 副分野1 | (コード) | (名) |
| 副分野2 | (コード) | (名) |
| 副分野3 | (コード) | (名) |
| 研究キーワード1 | (コード) | (名) |
| 研究キーワード2 | (コード) | (名) |
| 研究キーワード5 | (コード) | (名) |
| 研究目的 | | |
| 研究概要 | | |

【応募基本情報(応募時予算額)】

| | | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用内訳(千円) | 直接経費(直接費)(千円) | 物品費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 旅費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 人件費・謝金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 間接経費(一般管理費)(千円) | 間接経費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 研究経費(千円) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【研究組織情報】

| | 研究者氏名 | 所属研究機関<br>所属部局<br>職名 | 専門分野<br>学位<br>役割分担 | 直接経費(直接費)<br>間接経費(一般管理費)<br>(千円) | エフォート(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 研究代表者 | (研究者番号) 12345678<br>(フリガナ) ケンキュウ ジロウ<br>(漢字) 研究 二郎 | (所属研究機関コード) 90000001001<br>(所属部局名) その他<br>(職名) その他 | (専門分野)<br>(学位) その他<br>(役割分担) | | |
| 合　計 | | | | 0<br>0 | |

【応募・受入状況】

| | 助成の有無 | 配分機関 | 事業 | 課題 | 研究開発課題名 | 研究期間 | 予算額(千円) | エフォート(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

【応募情報ファイル】

| | |
|---|---|
| 添付ファイル | |

「OK」ボタンをクリックしてシステムエラー画面が表示される場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

キャンセル　戻る　一時保存　OK

「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報と研究提案書ファイルが結合され、自動的に PDF ファイルに変換されます。

## ⑮　応募情報登録を確認

「ダウンロード」ボタンをクリックして、応募情報と研究提案書ファイルが結合された PDF ファイルをダウンロードしてください。図が正しく表示されているか、文字化けが無いかなど必ず確認してください。PDF ファイルを確認し、不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。なお、「確認完了・提出」ボタンをクリックし、JST へ提出した時点で応募書類は修正することができなくなりますのでご注意ください。

公募期間終了後、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募書類を正式に受理します。

| 入力上の注意点 | |
|---|---|
| 応募書類アップロード後の修正について | 「確認終了・提出」をクリックすると、提案書はJSTへ提出されます。 |
| エフォート率 | JSTへ提出した時点で提案書を修正することができなくなりますので、十分留意の上提出してください。 |
| 受付状況の確認について | ・　応募書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。<br>・　提出締切日時までにe-Radの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない応募書類は無効となります。 |

### 12.4 お問い合わせ先

本制度・事業に関する問い合わせは、国際科学技術部事業実施担当にて受付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受付けます。国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）のホームページおよびe-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）のホームページ：

http://www.jst.go.jp/inter/index.html

e-Rad ポータルサイト： http://www.e-rad.go.jp/

（問い合わせ先一覧）

| | | |
|---|---|---|
| 制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ | JST国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）<br>国際科学技術部<br>事業実施担当<br>金子・宇佐見 | <お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）><br>easiajrp@jst.go.jp<br>03-5214-7375（直通）<br>03-5214-7379（FAX）<br>受付時間：10:00～12:00/13:00～17:00<br>※土曜日、日曜日、国民の祝日　および年末年始（12月29日～　1月3日）を除く |
| e-Radの操作方法に関する問い合わせ | e-Radヘルプデスク | 0120-066-877（フリーダイヤル）<br>（受付時間帯）<br>受付時間：9：30～17：30<br>※土曜日、日曜日、国民の祝日　および年末年始（12月29日～　1月3日）を除く |

## 13 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

| | |
|---|---|
| 応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。 | 必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。 |
| 年齢等の応募資格の制限はありますか。 | 年齢制限はございません。 |
| 日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。 | 日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。 |
| JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。 | 本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。 |
| 内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。 | 「最先端・次世代研究開発支援プログラム研究費の重複受給制限について」（平成 23 年1月 28 日総合科学技術会議次世代プログラム運営会議）に基づき、当事業は最先端・次世代研究開発支援プログラムにおける研究費の重複受給制限に該当します。 |
| 戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。 | 同一の相手国および研究領域で現在支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募することはできません。それ以外の場合は応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。 |

## 14 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第 3 期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で 25%という第 3 期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に 30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在 13.8%（平成 22 年度末現在。平成 23 年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続していって欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案を応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています(※)。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

小舘 香椎子（日本女子大学名誉教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ（ http://www.jst.go.jp/gender/ ）をご覧ください。

※JST の公募事業全体における女性研究者の比率は応募 6.7%に対し採択 6.7%です。採択率は応募率の変動にリンクしている傾向があります。（平成 23 年度公募実績（平成 23 年 12 月現在））